

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外247名

被告 示現舎合同会社 外2名

準備書面(4)

平成29年8月28日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

被告 示現舎合同会社  
上記代表者代表社員 宮部 龍彦  
被告 宮部 龍彦  
被告 三品 純

次のとおり、原告準備書面3に反論する。

第1 原告らの反論(第1)に対する再反論

1 「第1 部落問題」について」について

(1) (1) (2ないし3頁)について

地対協意見具申(乙115)について、原告らは、この書面は「昔からの非合理的な因習的な差別意識」が根強く残っていることを前提に」のものであるとしている。しかし、地対協意見具申の記述は「昔ながらの非合理的な因習的な差別意識が、現在でも一部に根強く残されている」であって、広範囲に残されているという趣旨のものではない。なおかつ、「心理的差別についても、内外における人権尊重の風潮の高まり、各種の啓発施策及び同和教育の実施、実態面の劣悪さの改善等によりその解消が進んできている」

「因習的な差別意識は、本来、時の経過とともに薄れゆく性質のものである」との認識を示している。その上で、「新しい要因による新たな意識」について、因習的な差別意識よりも重要視し、はるかに詳細に説明している。

地対協意見具申が出されたのは昭和61年(1986年)と、30年も前のことであり、当時の政府機関の認識が前述の通りであるのだから、現在も部落差別が残っているとすれば、その主な要因が「因習的な差別意識」にあるとは考えられない。「新しい要因」の方がはるかに重要であることは明らかである。

地対協意見具申には、「民間運動団体の行き過ぎた言動に由来する同和問題はこわい問題であり、避けた方がよいとの意識の発生」という記述があるが、まさに本件の裁判のあり方が、そのような状況を体現している。

裁判所にとって顕著な事実として、本件の第1回口頭弁論では多数の法廷警備員が配置され、弁論後に傍聴席から罵声が飛ぶ中、被告らは終始警備員に取り囲まれて出口まで案内された。その後も、数は減ったが法廷警備員が配置され、弁論後は全員が法廷から出るまで裁判官が見届けている。ちなみに、横浜地方裁判所では本件に関連した仮処分の保全異義申立てについての審尋が何度か行われたが、その時も警備員が1人審尋室で見守っているような状況であった。

本件は凶悪事件の刑事裁判でもなければ、過激派や暴力団が関わっているわけでもない。それなのに、このような扱いは異常である。「同和問題はこわい問題」という意識があるとすれば、裁判所もその例に漏れないということである。

その原因である、「民間運動団体の行き過ぎた言動」についても、第1回口頭弁論での罵声、毎回の口頭弁論で傍聴が抽選になるほどの動員、被

告らに送られてきた「糾弾状」(乙92ないし94)から垣間見えている。

原告らは「「えせ同和行為」の背景として挙げられている(地対協意見具申自体の論旨が不明確であり、この「意識の発生」がどのように位置づくのかは不明である。)」(2頁下から4行目)「「えせ同和行為」は、まさに、原告らおよび原告解放同盟の行ってきた血の滲むような部落差別解消のための努力に水を差すものであって許されない」(3頁5行目)とまるで他人事のように述べている。

しかし、地対協意見具申が出される前、昭和56年(1981年)に当時の部落解放同盟小倉地区協議会書記長の木村政男と全日本同和会会長の松尾正信が部落問題を理由に北九州市に圧力をかけて土地を高値で売りつけた、いわゆる「北九州土地転がし事件」があり、大きな問題となった(乙149 朝日新聞社『土地ころがし』)。「地対協意見具申自体の論旨」の背景に、原告解放同盟の行為があることは明白である。

1998年には徳島県麻植郡川島町(当時)の日出和男町議が「解放同盟はえせ同和行為じゃ」と議会で批判したことで除名されたものの、1999年に徳島地方裁判所で除名取り消しの判決が出された事件があった(徳島地方裁判所平成10年(行ウ)第10号平成11年5月14日徳島地方裁判所判決 最高裁判所ウェブサイト裁判例情報)。判決では、解放同盟の川島町内での活動について「県職員を鴨島町にあった解放同盟県連西南ブロック連絡協議会事務所に呼び出して、脇町土木事務所が発注した砂防事業等の指名競争入札で、太一興業に落札せようと計画して、最低制限価格を不正に操作させようと、三時間にもわたる軟禁状態で、脅し同然ともいえる圧力を加えていた事実なども考慮すると、Lらの行為が「えせ同和行為」と称されても致し方ない面もある」(註:Lとは当時の部落解放同盟徳島県

連合会西南ブロック川島支部長のこと)と述べられている。

2006年には部落解放同盟大阪府連合会飛鳥支部長の小西邦彦が同和地区の雇用対策として行われていた西中島駐車場の運営収益を毎年1億円以上横領したとして大阪府警に逮捕され、大阪地方裁判所で懲役6年の実刑判決を受けた(大阪高等裁判所での控訴審の最中に病死)、いわゆる「飛鳥会事件」があり、同時期に大阪、京都、奈良で同和行政や解放同盟にからむ不祥事が相次いだ。(乙150『ピストルと荊冠』)

同年、部落解放同盟奈良市支部協議会副議長・部落解放同盟奈良県連合会古市支部長であった中川昌史が少なくとも5年間仮病による病欠扱いで奈良市から給与を受け取っていたことが発覚した(乙151)。これは、中川氏が愛車のポルシェを乗り回していたことから、「ポルシェ中川事件」と呼ばれている。

同様の行為がなくなったのかというと、そのようなことはなく、まさに本件訴訟が行われている最中に部落解放同盟岐阜県連合会の実態が明らかになった(乙109)。さらに、福岡県福智町で部落解放同盟福智連絡協議会委員長だった原田正元町議が不正に町営住宅の売却を受けて、それに伴って福岡県から河川の護岸工事のための移転補償費として4600万円を受け取っていたことが報じられた(乙152)。未だに「北九州土地転がし事件」と同様のことが繰り返され、新聞にわざわざ「部落解放同盟福智連絡協議会委員長」と書かれることの意味と影響を真剣に受け止めるべきである。

解放同盟が地方分権型の組織で、中央本部が全国の府県連や支部を直接的に統制していないことを被告らは承知しているが、1回のみならず何度も何度も何度も何度も下部組織が「えせ同和」を行うことが繰り返され

ることは、組織全体としての反省のなさ、自浄能力のなさ、根本的には「朝田理論」のような無責任なイデオロギーが背景にあると言わざるを得ない。

「血の滲むような部落差別解消のための努力に水を差す」と簡単に言うが、地対協意見具申は、「水を差す」どころか、まさにこれらが部落差別の「新しい要因」であると述べたのである。

部落民の代表を標榜し、部落解放運動を行う団体が「えせ同和行為」を行うことは想像を絶することであって、これでは「部落民は差別を種に人を脅して金儲けをする」と思われたり、「こんな連中とは付き合いたくない」と思われたりしても仕方がない。

原告らは「かかる被告らの主張は、まさに「新たな差別意識を生む」ことにつながるのであって」と主張し、まるで「えせ同和行為」をする者より、それを非難する者が悪いかのような主張である。自ら悪評を広めておきながら嫌悪されることを差別だと言って逆ギレしているようでは、部落問題の解決はできない。

「被告らの部落問題に対する差別意識が色濃くにじみ出ている」との一文には、とにかく都合が悪くなれば相手を差別者呼ばわりする原告らの体質が現れている。原告らの言う「差別」という言葉は、もはや本来の意味ではなく、自分たちにとって都合が悪いという程度の意味しかないのである。

乙149 293頁には「解放運動団体のからむ事件が報道、批判されると「運動つぶしだ」との逆批判が聞かれる」ということを問題視した記述がある。また、乙150 261頁では、飛鳥会事件の事件報道が市民の部落問題認識に悪影響を及ぼしたという部落解放同盟大阪府連合会の主張に対して、悪影響があるのなら一義的には事件を起こした側に責任があると産経新聞が反論したことが紹介されている。

日頃は全国の「部落民」の代表であるかのように標榜しておきながら、いざ不祥事があれば、「俺達を批判するな、批判したら全国の部落民の評判が落ちるから、それは差別だ！」と、言わば自らの体面を守るために部落住民の名誉を人質に取るような行為を何十年も前から繰り返している組織が原告解放同盟なのである。

今後、双方の主張を検討するにあたっては、このことを念頭に置いて頂きたい。

(2) (2)「原告らの主張」(3頁)について

ここに至っても「原告解放同盟は、地対協意見具申を批判する立場」と述べていることが、原告解放同盟の反省のなさ、自浄能力のなさを示している。

作家の上原善広氏は「解放同盟内でも「糾弾は金になる」が定着し、常識となっていく」「解放同盟の問題は、構造的に「差別がなければ食っていけない」状況になっていることである」「自分たちは同和問題については絶対的な正義であり、同和問題については先駆者であるという過剰な自信から、差別についての多様な意見を受け入れず、内部からの自浄作用も失っている」と評している(乙153『言ってはならない日本のタブー』)。

これは今に始まったことではなくて、原告解放同盟は日本共産党と対立し(乙154 33頁)、自由民主党系の全日本同和会を反動と言っては「粉碎」し(乙154 51～55頁)、さらに新左翼系の人々も追い出すなど、異なる意見を排除して先鋭化していった。原告解放同盟は部落解放運動全般に取り組む団体というよりも、特定の偏ったイデオロギーに関わる一勢力でしかない。

原告らは「地対協意見具申が、部落問題に関して、人の権利を侵害するような情報の開示を許容したり、裁判所による権利救済を否定する趣旨ではない」と言うが、地対協意見具申は「同和問題についての自由な意見の潜在化」が部落差別の新しい要因であることを述べており、様々な意見を恣意的に差別と決めつけることを戒めている。そもそも、被告らが「人の権利を侵害するような情報の開示」をした事実はなく、1936年当時の部落の地名を記載した歴史的資料を示しただけである。

地対協意見具申のいう「同和問題についての自由な意見」が交わされるためには、部落はどこにあるのかという議論が自由にできることは必須条件である。現に滋賀県甲賀市(乙155)、福岡県筑紫郡那珂川町(乙156)では地方議員が部落問題についての質問で地名を出したことで懲戒されたことがある。甲賀市では解放同盟と対立し、同和行政を批判する立場である共産党が、同和行政を推進しようとする議員を、部落の場所を特定しようとしたことを理由に懲戒した。逆に那珂川町では同和行政を推進しようとする議員が、共産党の議員を、同和地区が存在する自治体名を挙げたという理由で懲戒した。このように、部落の地名を開示することを制限する一方、必要な場合は開示してもよいなどといった趣旨の屁理屈をこねたところで、現実には部落や同和地区の所在地情報が、政治的に対立する相手の意見を封殺するための口実として利用され、同和問題についての自由な意見交換の障害になっていることは厳然たる事実なのである。

## 2 2について

- (1) (1)イ「被告らの主張は部落差別の存在を認めていない」(4ないし7頁)について

原告らは、勝手に被告らの主張を書き換えて独り相撲をするのみで、被告らの主張に反論できていない。

ただし、「原告解放同盟による運動が原因になっていることも多い」（正確には解放同盟だけでなくその他の運動団体、行政のあり方も含むが）「部落全体に共通するものとしての『部落差別』などない」といったことを被告らが主張していることは原告の認めるとおりである。

例えば、先述の「北九州土地転がし事件」等のえせ同和行為について解放同盟はほとんど反省しておらず、未だに同様の問題が繰り返され続けている。

部落差別が全ての部落に共通するものではないことも全くの事実である。例えば、大阪市の中津、舟場のように戦後は同和地区指定されず、今は部落差別が問題になっていない部落がある（乙12, 乙20）。三重県熊野市の有馬町のように戦後の歴史研究で雑賀衆が起源であることが分かり、雑賀衆は武士であるとの解釈から住民自らが被差別部落であることを否定した部落もある（乙157）。富山県のように実際は数多くの部落がありながら、同和地区指定を一切しなかった県もある。岐阜県大垣市の南若森町のように行政から同和地区指定されたにも関わらず、全国部落調査には掲載されておらず、ほとんどの住民はそこが同和地区であることすら知らない地区もある（乙114）。神奈川県川崎市の馬絹、下作延はアパートやマンションが立ち並んで、もはや「融和」しているし、同じく川崎市の早野は市街化調整区域のため田舎のたたずまいが残っているが、複数の住民に聞いても部落などということは知らないと言う（乙158, 乙159, 乙160）。

個々の部落の歴史的由来も様々で、穢多に由来するものだけではなく、先述のように雑賀衆もあれば、鉢屋のようないわゆる雑種賤民、落人、渡



来人の伝承を持つ部落もあり、中には近世以前の歴史とは関係なく、単なるスラムとしか考えられない地域もある。

全国部落調査を始めとする歴史資料は、このような事実を1つ1つ明らかにするために欠かせない重要なものである。

日本全国の5600箇所以上の部落をあたかもひとまとまりに考えて、差別のあるなしを論じることは明らかに誤りである。例えば東大阪市の長瀬で結婚差別があれば、それをもって全ての部落で結婚差別が深刻だと一般化することはできない。滋賀県に不良住宅があれば、鳥取県に改良住宅が建つようなことが起こるのも、全く不合理なことである。個別の部落を匿名化して、全ての部落を一般化したような議論をすることは無益であるどころか有害である。それは、先述のような運動団体や行政に絡む不祥事があった場合に、全ての部落の住民は悪いことをしていると偏見を持つようなことに通じるからである。

被告らは、原告らが同和問題の解消を宣言した滋賀県日野町の事例などを挙げたことについて、「部落には問題(差別)は残っていない」という主張だと曲解するが(5頁下から4行目)、まさにそれが一部の地域を全体のことかのように考える誤った思考の例である。「部落には」と一般化せずに、具体的に部落名を挙げて、それぞれの地域での差別の実態を論じなければ意味がない。

また「被告らは現実に生じているさまざまな事象について「差別」という言葉を使わずに「問題」と表現する」と言うが、実際そう表現するのが適切だからである。例えば、隣保館が事実上同和地区の目印になっており、部落の自立を阻んでいることについて被告らは問題だと感じるが、解放同盟が「差別だ！」と言って厚生労働省を糾弾することはないであろう。何でも「差

別だ差別だ」と言うのは原告らの悪い癖であり、物事を単純化せずに、じっくりと研究しなければならない。

また、老朽化した公営住宅、不釣り合いな高級車、廃墟と空き地、自動車の不法投棄、無許可で公営住宅を改造して店舗営業しているような実態がある部落が存在することは事実である(乙161, 乙162, 乙163, 乙164, 乙165, 乙166)。そして、それらが各地域での同和行政のあり方と密接な関わりがあるのは明らかなのだから「あげつらう」ことをして、その原因を考えることは部落差別の解消のために欠かせないことである。

原告らは「社会の中で「被差別部落出身者」とカミングアウトすることの困難さ、自らの出自に誇りを持ち、出自を隠すことなく生きていくために越えなければならない具体的な障害の大きさを無視して、「差別」は被差別者が作り出しているものと言わんばかりの言辞を吐く(6頁8行目)というが、嘘である。そんなに「被差別部落出身者」とカミングアウトすることが困難だと考えるのなら、解放同盟が小学生に部落民宣言をさせ、「狭山差別裁判反対」というようなゼッケンを付けさせたことを、子供の顔写真入りで自慢げに機関紙で紹介するようなことはしないであろう(乙81, 82)。同和住宅に入ることに至っては、行政から同和関係者認定を受けていますよと、家族ぐるみで宣言するようなものである(乙167)。原告らにとって「自らの出自」とは、その程度のものである。「差別」は被差別者が作り出しているもの」と、ここでも勝手に自らが被差別者の代表であるかのような妄想を振りまいて被告らの主張を書き換えているが、「差別」を作り出しているのは「被差別者」ではなく、原告らのような歪んだ考えを持つごく一部の人々である。そこをしっかりと区別しないと、あたかも「被差別者」全てがそのような考えを持つと誤解されてしまう。

「自らの出自に誇りを持ち、出自を隠すことなく生きていくために越えなければならない具体的な障害」と言うが、通常人はいちいちそのようなことを大げさに考えない。何の事はない、原告らこそが部落を特別視しており、自分たちが「差別者」と見られたくないために、ことさら自らが「被差別部落出身者」であることを主張し、安全地帯に逃げて他人を差別者呼ばわりする、卑屈で卑怯な態度を取っているのである。

原告の言う「要するに「被差別部落」の存在や「部落民」の存在を歴史的にも否定する」(6頁下から10行目)という点については、少なくとも「部落民」について近代以降はその通りである。近世代以前においても、確かに穢多は世襲される場合が多かったが、非人や雑種賤民については必ずしもそうではない。明治4年以降世襲は完全に否定されている。もし原告らが現代においても賤民身分の世襲が続き、「部落民」が存在すると考えているのであれば、それこそが極めて差別的な考えである。そのような意味では、解放同盟国立支部長の地位を世襲したことを自白している原告宮瀧順子は極めて差別的なことを行った(甲6)。

だからこそ、水平社はいわゆる高松差別裁判で裁判所において特殊部落民という用語が使われたことに猛烈に抗議したし(乙64)、昭和に入ってから組織を解消して大衆運動と合流することを目指したと考えられる。

1969年に制定された同和対策事業特別措置法においても「部落民」に相当する用語はない。同和事業は「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」に対して行われる地域対策であり、本来は世襲された「部落民」に対するものではない。また、「生活環境等の安定向上が阻害されている地域」との条件がある通り、単に歴史的に部落だったというだけで漫然と事業が行われるべきものではない。

法務省が、誰が「部落民」であるか特定することを想定していないことも事実である。原告らも「部落民」の定義がなくても部落差別は存在するという趣旨の主張をしているのであるから、「(客観的に)部落差別(被告らによれば、「部落民であることを理由として不利益を受けること)」が存在するとはいえない」というものではない。被告らの考えは、部落差別問題における「被差別者」は自称被差別部落出身者に限られるのではなく、国民誰もが被差別者になり得るということであり、ことさら「部落民」を標榜し、他人を差別者呼ばわりし、出自だけを拠り所に常に「被差別者」の立場に身を置こうとする原告らの考えは、卑怯で卑屈で誤った考えだということである。

- (2) (1)ウ「部落の名前・場所を公開することは差別の助長につながる」(7ないし8頁)について

被告らが証拠として提出している通り、部落の地名をリストアップした書籍は、行政や解放同盟らの手によるものも含めて、多数存在している。いわゆる部落地名総鑑事件では、企業の関係者が、解放同盟が行政に提出した文書が部落地名総鑑のもとになったと証言している(乙168)。

昨今ではインターネット上での図書館の蔵書検索、雑誌の見出し検索、CiNii やグーグルブックスというサービスも登場しているから、リストアップされていなくても、部落の地名を調べることはますます容易になっている。

これらは、貴重な歴史資料・学術資料となっていることも多いことから、これらを全て封印することは不可能である。だからこそ、原告らは全国部落図書が差別に使われると言いながら、過去の出版物の存在を正当化せざるを得ないのである。正当化の理由も言わば「五十歩百歩」の議論である。

単に客観的な情報を記述した書籍に部落差別の原因を求めることは無

理があり、部落の地名情報を隠さなければならないという目的ありきで、「部落に関わると差別される」という理由付けを漫然と行政と司法が継承することは部落についての間違った固定観念を広げるだけしかなく、いかに建前だけ部落の地名を秘密にしようと部落の地名は調べれば分かるという事実は揺るぎないので、有害でしか無い。

- (3) (1)エ「具体的な差別事象に部落問題・部落差別が表出する」(8頁)について

「媒体を考慮せずに」ということは、本件とは何の関係もない。例えばほんの10年ほど前まで、インターネット上の匿名で無責任な言論が云々ということが言われていたが、フェイスブックのような実名制の SNS が海外から流入し、日本でもインターネットで、実名で情報を発信することが一般に広まると、匿名で無責任な発言をしていた人が実名で無責任な発言をするようになったというだけで、匿名云々ということは全く関係ないことが明らかとなった。

さらに、本件ではインターネットだけではなく紙の書籍に対する出版禁止が求められているだけでなく、他の様々な媒体、さらには抽出することまで禁止を求められているので、もはや媒体は関係ないと言える。

媒体の違いが、行政資料や解放同盟関係の出版物なら良くて、示現舎は駄目だという意味であれば、それこそ何の根拠もないことである。さらに、現在は図書館の蔵書検索は日に日に進歩して、部落の地名が掲載された行政資料や解放同盟関係の出版物を見つけることが容易になっているので、単に特定の地名が部落の地名かどうか調べるということが目的の者にとっては、媒体の違いは意味をなさなくなりつつある。

また、部落にからむ多種多様な問題の根底に、「部落に対する差別」という共通の基盤があるというのは、あまりに乱暴な議論である。それならば、先述の大阪市の中津・舟場のような既に差別を克服した部落、富山県のように部落が多数あるにも関わらず部落問題がほとんど残っていない県が存在することの説明がつかない。また、不釣り合いな隣保館や老朽化した公営住宅の問題の基盤になっているのは、部落差別ではなく、本来は部落差別を解消するためのものであるはずだった同和行政のあり方である。とにかく部落に不都合なことであれば、何でも差別の2文字で片付ける原告らの考え方は、まさに「朝田理論」であり、物事を極端に単純化する、頭の悪い人のための議論である。

(4) (1)オ「解消すべき部落差別の存在」(8ないし9頁)について

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)は、理念法かつ行政法であり、本件訴訟のような私人間の行為について規定したのではない。

また、部落差別解消推進法は、部落差別の存在を認識し、その解消を謳っているものであって、どこにどのような部落差別が存在し、解消のための具体的な方策まで定めたものではない。そして、部落差別解消推進法は文字通り部落差別を解消するための法律であるのだから、場所を問わず永久に部落差別が存在するということを前提にしたものではないし、法律は事実を規定するものではない。

単に部落の地名を秘密にするという目的ありきで、「部落に関わると差別される」という言説を漫然と継承し続けることが、部落差別の解消という目的に合致しないのであれば、当然それは部落差別解消推進法の趣旨に反

するものである。

そして、全国部落調査のような貴重な歴史的資料を発掘し、個々の部落が抱える問題を研究し、部落の地名がタブー視されているために自由な議論が妨げられている現状を打破しようとするのは、まさに部落差別の解消に沿ったものである。

また、部落差別解消推進法第6条が定める実態調査が適切に行われているかどうか監視するためには、部落の地名の網羅的なリストが必要である。もし、調査の対象とする部落が恣意的に選ばれ、あたかもそれが全ての部落の実態であるかのように発表されると、部落に対する偏見を広めることになるからである。

(5) (2)ア(イ)「差別事象の収集の意味」(9ないし11頁)について

被告らが採り上げた1986年12月地対協意見具申の一文は「何が差別かということを民間運動団体が主観的な立場から、恣意的に判断し、抗議行動の可能性をほのめかしつつ、さ細なことにも抗議することは、同和問題の言論について国民に警戒心を植え付け、この問題に対する意見の表明を抑制してしまっている」(乙115 11行目)である。原告らはこの点について反論せずに、地対協意見具申の別の部分に話をそらしている。

そして、今や行政や運動団体が部落差別の原因になっているという地対協意見具申の指摘は、当時はもちろんのこと、現在の感覚でも衝撃的で重大な指摘であるのに、原告らはそれを「部落差別の実態を矮小化」という程度にしか捉えていない。そのような感覚であるから、解放同盟が絡んだえせ同和行為が繰り返されるのである。

- (6) (2)ア(ウ)「差別が厳然と存在するからこそ差別を助長する表現は許されない」(11ないし12頁)について

全国部落調査は被差別部落に関する情報のみが記載された図書であり、差別目的以外に利用価値がないというが、被告らは部落研究者が全国部落調査を引用した事例を証拠として示しており、そのような主張は既に破綻している。また、調べれば分かるようなものをことさら隠すことをすれば、知りたくなるのが人情というものである。地域の歴史や、自分のルーツを知りたいというのは人間の自然な欲求であって「社会構造としての差別の欲求」ではない。それを全て差別だと決めつけていたら、いつまでたっても差別はなくなる。

- (7) (2)イ「戸籍謄本不正取得事件について」(12ないし15頁)について

原告らの戦前の戸籍についての言説は、根本的な部分で誤っている。

部落研究者の灘本昌久は「現在、広く信じられている俗説に、壬申戸籍は、政府が差別を目的として作ったもので、解放令を無に帰すため、部落民にはほとんどすべてに『穢多』『新平民』という記載があり、現在でも壬申戸籍を見れば、たちどころに部落民か否かが判明するかのとき誤解がある。(略)しかし、実際に壬申戸籍を見ればわかるが、確かに役場の戸籍係が様式に違反して、古い戸籍を引き写し『新平民』『穢多』などと記してある場合があるにはあるが、それは、例外的であって、99%は『平民』と記載されている」(乙169『部落の過去・現在そして…』)と述べており、原告らのような考えを完全に否定している。

そもそも、本件で仮に戸籍が問題になるとすれば、戦前の戸籍ではなく現行の戸籍のことであるはずである。しかし、原告は未だに現行の戸籍が



どのように「被差別部落出身者」と結びつくのか、具体的に説明できていない。

被告宮部が提出した戸籍(乙80)で、宮部自身が「被差別部落出身者」であるか判別できるのか釈明を求めたが、原告らは釈明には応じないということである(15頁4行目)。

これは、釈明に応じないのではなく、原告らが「応じることができない」のである。

原告らは本件訴訟の争点とは全く関係ないというが、関係ないどころかまさに根幹部分である。原告らは全国部落調査により「被差別部落出身者」が暴かれるというが、全国部落調査を一見すれば明らかなように、そこには「被差別部落出身者」の個人名が書かれていない。そこに、戸籍が加わると身元調査に利用されるというのが原告らの主張なのだから、本当に戸籍によって「被差別部落出身者」が判別できるのかということは、本件訴訟の争点の根幹部分のはずである。

そして、物事の真偽を確かめる最も簡単な方法は、具体的な事例を1つ見つけることである。そこで、被告宮部の戸籍という、非常に具体的な事例を1つ提示したのである。

一見して分かる通り、現行の戸籍には穢多だとか平民だと言ったことは書かれていない。それどころか、「出身地」も書かれていない。「出生地」は厳密には「出身地」とは違うものだが、これも市町村までしか書かれていない。

被告らがよく聞く言説が、本籍地で分かるというものである。しかし、本籍地はどこにでも自由に置くことができ、皇居や北方領土に本籍地がある人が多いのはよく知られたことである。

本当の意味で出身地を知るには、戸籍とは別の文書である、住民票、あ

るいは住民票の除票、あるいは「戸籍の附票」(乙170)を使って、出生時に住民登録された住所を調べることである。もっとも、両親がいわゆる転勤族で、一時的な転勤先で出生し住民登録したというケースもあり得るので、この方法も一般的な「出身地」という概念に100%合致しているとは限らない。

被告宮部の場合はたまたま本籍地と出身地が一致しており、乙80と乙170から分かる通りこれは「鳥取市下味野」である。「下味野」という地名は全国部落調査に掲載されているので、短絡的に考えれば被告宮部は「被差別部落出身者」ということになる(もしそうなら、本件訴訟は「被差別部落出身者」同士の内輪もめということになるので、それはそれで興味深い話である)が、これも誤った考えである。

そもそも、部落差別の起源である賤民身分は世襲であったはずで、住所と世襲による系譜関係は全く別のものである。単に住所が部落だから、賤民であって差別対象であるという考え方は、明らかに近世以前にはないのである。

しかし、戦後の同和対策事業は、建前としては地域対策なので、「同和地区住民」という考え方はあり、これは確かに住所と結びつくものである。しかし、対象が住民である以上、同和地区から出ていけば同和対策の対象ではないため、法律上はいわゆる「同和地区出身者」という概念はない。これは、同和事業を制度設計する上で地域対策をせざるを得なかったからと考えられ、同和地区の住民だから差別されるといった意味合いはない。しかし、乙167等から分かる通り、事実上は個人を同和地区出身者と認定するような不適切な運用があった。

また解放同盟長崎県連の宮崎懐良は「私の両親は部落出口ではないが、

□崎県連の結成に関わってきた。ボクは□後2ヶ□から、□崎市内の部落の住宅で育ち、□さい頃から解放□ども会に通い、□□懸命に活動をしてきた。」「しかし、□分は部落出□ではないということを知りショックを受け、しばらく悩んでいた。しかし、□阪の部落の中学□たちと交流をしたときに「□分は違うとか□っていても、部落かどうかを決めるのは、周りの□間である。差別をする□はあなたを差別するよ」という□葉にハツとして、□分は部落出□者として、そこにこだわりをもって□きようと運動を続けてきた。」と発言している(乙171 2頁)。このことから、「部落出身」という概念が単に住所によるものでないことが分かる。

さらに、昭和43年3月に政府が行った同和地区実態調査(乙172)においては「同和関係人口」「混住率」という概念が定義され、同和地区の全ての住民が「部落民」でないことが示されている。また、同和地区の定義が不明確であり、「一般地区化」という表現で同和地区が必ずしも固定されたものでないことを述べている。この「混住率」という用語は乙15でも見られ、これもまた同和地区内に住む住民が必ずしも全て「部落民」でないことを示している。

ただし、「部落民」という概念自体が恣意的なものであり、いわゆる「属地主義」(住んだ時期を問わず住民であれば全て部落民とみなす制度)をとっていれば、必然的に混住率は100%となるので注意を要する。例えば乙36の草津市新田地区は属地主義であったため、乙36 7頁の「2 世帯数・人口の推移」を見ると同和関係者の世帯数・人口と町内域全体の世帯数・人口が同一になっている。しかし、同じ草津市内でも橋岡地区は同和地区内でも同和関係者は一部の住民である(乙173 6頁)。

また、乙174 38頁には部落の状況が詳細な表で説明されているが、全

國部落調査に地名が掲載されている円通寺、国安、馬場について地名に「上」「下」「東」とつけて呼び分けており、上円通寺、下国安、東馬場が「被差別部落」であることが示されている。これが意味するのは、原告解放同盟の認識によっても全国部落調査に掲載された地名はおおまかなもので、それだけでは具体的な部落も、部落住民も特定できないということである。

被告宮部の出身地についても同様で、例えば乙174 67頁の「江山中学校の真相」という部分に「下味野一区」という言葉が出て来るが、これが意味するのは当時の下味野は「一区」「二区」「三区」「四区」「篠田」「和光団地」「西下味野」に自治会が分かれており、そのうち一～四区が部落だということである。ただ、誰がどの自治会の所属か、地元の住民さえ100%把握しているとは限らず、乙19にある通り行政的な同和地区の呼称が「下味野」だったため、刑務所職員が住む和光団地は別として、よそからは「下味野の住民と言えは同和」だと思われているような状態だった。一～四区についても、歴史的には明治時代に千代川の河川改修で移住してきた住民が多くおり、さらに昭和初期に比べて人口が倍増している。被告宮部が子供の頃にも県外から来た転校生が何人かいた。それなのに、一～四区だけが同和事業の対象で(これは建前で、実際は解放同盟員の口利きだったり役所を騙したりして同和事業を受ける。一～四区以外の住民がいたが)、解放同盟の運動で差別する側、される側といった言い方をされる(これもあくまで外向けの建前で、下味野住民の間ではそういうことは言わなかった)のには非常に違和感があった。

つまり、戸籍から「被差別部落出身者」が分かるという言説は嘘、偽りである。部落差別をなくすために戸籍の利用を規制するということは、規制ありきで部落問題についての間違っただけの言説を広めているということになる。

まさに、原告らこそが差別問題に関する無神経さのみならず、無知・無教養を露呈させたのである。

原告らは「戸籍謄本に、自分のみならず妻や子を含む家族の個人情報に掲載されていることについてどう考えるのか」と問うが、戸籍謄本というのはそういうものですから、としか答え様がない。

(8) (2)ウ「就職差別事件について」(15ないし16頁)について

被告らの認識とは異なる。

職業安定法第5条の4は政府が行う行政指導について定めたものであり、民間企業に対する強制力はない。

被告宮部が部落解放鳥取県企業連合会(企業連)の講習への参加者の一覧の公開を求めて鳥取県と争った時に、県が企業連会員の経営者と従業員は同和地区出身者といった事を言うので、会員企業の1つに電話して聞いてみたことがあった。「従業員が同和って本当ですか？」と聞いたら「企業が誰を雇うのも自由です」と言われたので、自由だと思っている。

旧鳥取三洋電機は過去に部落解放同盟から新卒者のリストを受け取って優先採用していたし、民間企業はおろか隣保館の職員は同和地区の住民だけを採用していると鳥取市から聞いていたので、解放同盟こそ部落の住民かどうかを採用の基準にしているものと認識している。

何の事はない、採用にあたって出自を基準にするようなことを行為に手を貸していたのは解放同盟であって、自分らがやっているから多くの民間企業もやっているだろうと考えるのは誤りである。

そして、全国部落調査と企業の採用活動が具体的にどのように関連するのか、原告は何も説明できていない。

(9) (2)エ「結婚差別事件について」(16ないし17頁)について

原告らは「被告らの有する非常に特殊な「結婚観」を披瀝した」というが、事実を述べただけである。

一方。原告らの「部落差別による婚約破棄、婚姻関係の破壊という事例は多い」ということには何の客観的データも示されていない。

原告らこそ「差別によって「両性の合意」が歪められる」と、特殊な「結婚観」を披瀝している。自立した男女であれば家族の意志を無視して婚姻届を出せば済むことである。原告らは部落差別とは無関係な問題をあたかも部落差別特有なことのように勘違いしている。家族の反対があっても結婚するカップルなどいくらでもいるし、家族の判断で結婚を諦めるようなカップルなら、部落差別以外にいくらでも結婚を諦める要因はあるだろう。古い「家」制度にとらわれているのは原告らである。

また、全国部落調査がどのように結婚差別と関係するのか原告らは説明していない。もし、「戸籍で分かる」と言うのであれば、被告らが説明したとおり、戸籍では「被差別部落出身者」は分からないという事実を大いに啓蒙すべきである。

むしろ、全国部落調査よりも行政や解放同盟の活動の方が、部落の場所を暴露している。例えば結婚差別を受けた人の手記である『沈黙せず』には著者の住む部落について次の記述がある。

「「同和」対策によって建てられた住宅団地の他には、まだ古い木造の住宅も残っており、そこが被差別部落であるということがすぐにわかります。「部落の完全解放をめざそう」「狭山差別裁判反対」「同対審答申の完全実施を！」といったビラが目につき、横幅が五メートルもある掲示板には、黄色地に

黒の大きい字で「石川一雄君は無罪だ！」と書かれ、「部落解放同盟」の文字も見えます。」(乙175 49頁)

つまり、著者の部落では同和事業や部落解放運動に関わる物件が顕著で、婚約者が目にしたので著者が部落出身と思われ、著者もそのことを否定しなかったのであるから、この事例については全国部落調査も部落地名総鑑も無関係である。むしろ、解放同盟が政治的な活動をしていること自体が強烈に部落であることを主張している上、これを嫌うことが部落差別なのか思想信条による差別なのか区別がつかない。

例えば、既に部落差別がほとんど解消された富山県のようなところで、単に住所の地名が全国部落調査に載っていたところで気にする人はほとんどいないであろう。しかし、「沈黙せず」に描写されているような部落であれば、多くの人が一步引いてしまうのは被告らであっても理解できることである。

さすがに、昨今では地域住民から「恥ずかしいから止めろ」と苦情が来るようになったので「沈黙せず」に出てくるような露骨に部落であることをアピールする物件はかなり減ったが、それでも未だに隣保館のような同和地区特有の施設が漫然と維持され、行政や運動団体が、あからさまにそこが部落であることのみならず、同和事業が行われ運動団体が活動していることを主張しているような部落が存在するのも事実である(乙125, 乙161)。

結婚差別の原因を、単に部落だと分かるからということに転嫁するのであれば、まず原告解放同盟が前述のような実態を部落から一掃するために努力するべきである。

また、後述する通り、行政や解放同盟の活動が、部落に住むと子供に影響するかのような風評の根源の1つとなっている。原告らの考え方は、「結

婚差別」をする家族や親戚の思考と非常に似通っている。例えば部落に住んでも何ともない、部落差別など問題ではないと本気で考えている人が、結婚差別をするとは考えられない。そのような人にまで「差別の存在を認めろ」と強要することは有害でしかない。

(10)(2)オ「土地差別調査事件について」(17ないし19頁)について

原告らは同和対策の固定資産税減免や、同和向け住宅によって同和地区が明らかになることを、必要だからと言って正当化するが、そもそもこれらは不必要な事業であり、固定資産税減免に至っては違法である。

固定資産税減免の理由が、土地の価格が周囲に比べて低廉で、取引が低調であるというのであれば、固定資産税評価額を下げればよいことであり、あえて行政が同和地区であることを強調して30%も50%も税を減免する理由にはならない。

さらに、明治4年の解放令で部落における地租の減免を廃止することが定められており、それ以降何の法的根拠もなく行われた同和減免は違法である。

同和住宅についても、同和対策事業特別措置法の制定(1969年)よりも前の1960年から住宅地区改良法が存在していたのであるから、本当に不良住宅が多い地域であれば、わざわざ同和事業という枠でやらなくても、あくまで住宅地区改良事業の延長線上にあるものということで行えば、そこを同和地区だと強調する必要はなかったはずである。

現存する「実態」を改善するために事業を行うのであれば問題なかったのに、あたかもそこが部落だからという理由で、過去の差別の贖罪であるかのように、実態を無視した事業をやるからおかしなことになったのである。



同和減免や同和住宅の存在は、単にどこか部落を明示したのではなく、行政が部落を特別扱いしたことを知らしめる結果となり、同和利権だと後ろ指さされる原因になったことは疑いない。目的はどうであれ、具体的に特別扱いされた部落があるということを知らしめたことは事実であって、目的は手段を正当化しない。

部落の土地が普通に売買されていることについて、原告らは「物件が売買されていることは差別がないことを意味しない」という、単純化された「ある・なし論」に持っていきこうとしているが、現に部落の土地が売買され、過去の文献を見ても部落の土地が資本主義の論理に従って売買されてきた事実があることが重要なのである。全国部落調査に掲載された部落であろうと交通の便のいいところや、商業的な価値がある土地は売れるのである。

また、土地のイメージの影響を言うのであれば、例えば芦屋の六麓荘町の土地の価格が豊中の新千里の住宅地の価格より高いことを差別だと言う人はいないし、同じになることを望む人もいないだろう。

部落であろうとなかろうと、各地域にはそれぞれ特色があるのだから、単に土地の価格が違うからと言って差別だということは誤りである。「土地差別」などという概念は、原告らのような人々の劣等感が生み出した虚構に過ぎない。これもまた、原告らから「被差別部落出身者」という看板を剥ぎ取れば、単なる差別者の集団に過ぎない証左なのである。

奥田均氏の講演での発言は、被告準備書面(3)13頁下から8行目にある通り、乙129号証58頁に全文が書かれている。否認するのであれば被告らは録音物を提出する用意がある。

奥田均氏の発言は次の通りである。

「私はこの調査に関わってなるほどそうかと気づかされた点は、なるほど部

落差別は見なされる独特の差別ということです。こんなことが基準であれば、私たちはどなたでもいつからでも部落出身者になれるんですね。私たちは全員どなたでも部落出身者と見なされる可能性があるということになります。いやそうじゃない奥田さんうちは家系図がある、先祖代々江戸時代は、武士の出身という人がいたとしましょう。あ、そうですか。でもね今度京都に引っ越しをされる時に同和地区のど真ん中に引っ越ししてご覧なさい。物の四〇、五〇年そこに住んだら子供が生まれる、孫も生まれる親子、孫、三代も同和地区のど真ん中に住んだら世間は間違いなく部落出身者という風に見なし始めていきますよ。五〇年前にここ住んだけど、一〇〇年前はご先祖はどこに住んでいたのだろう、明治時代は、大正時代は、そんなことをいちいち斟酌して、部落出身かどうか社会的に判断が下されるわけはありません。そんな複雑怪奇な緻密な調査で部落差別が発生しているわけではない。」

つまり、部落出身者の基準というのはいい加減なものであり、誰でもなれるということである。この点については、原告らよりも被告らの見解に近い。実際、戸籍で部落民が分かるだとか、全国部落調査で部落民が特定できるといった嘘がまかり通っている限りは、本籍地を部落の地名にして、一時的に住民票を部落に移し、部落出身を自称する人を、「あんたは違う」と否定することは難しいであろう。

そして、3代住んだら世間は部落出身者と見なすという発言は、3代先も部落問題は解決しない、奥田均には部落差別を解消させようという意志がないと言っているのと同じである。しかもわざわざ「京都」という地名を出すところに、奥田均には思い当たることのあるのだろう。

そして、奥田均の発言は、部落という土地をその住民の人格と結びつけ

る極めて差別的なものである。奥田均は、近畿大学の教授という肩書を利用して、新たな部落民、部落差別の概念を捏造して人々に広めているに等しい。

また、奥田均の発言は「部落に済むと子供に影響する」といった類の風評の根源の1つとなるものである。

原告らは、そのような発言さえも自分たちの身内であれば必死で正当化するのである。

部落民や部落差別を新たに創り出す。行政や識者が行っている、部落差別解消のためと称する活動にはそのような一面がある。

(11)(2)カ「公的機関・職員による差別事件について」(19ないし20頁)について

「近親交配によって遺伝子が濃くなり、おかしい人が生まれやすくなる」「(被差別部落出身者は)こういう性格だ」「部落差別団体は反社会的圧力をかける団体」「暴力団員の6割が同和地区出身者」といった発言について、被告らが出处を説明したにも関わらず、未だに原告らは事実無根、典型的な部落差別の文言と他人事のようにとぼけるので(20頁11行目)、このような偏見の出处が行政資料や解放同盟にあることをさらに説明する。

「近親交配によって遺伝子が濃くなり、おかしい人が生まれやすくなる」に関係するものとして、『部落問題・水平運動資料集成』第2巻に掲載された『愛知県下地方改善事業地区調査』に、愛知県の部落全般について「一般に血族結婚行われる関係上、不具者割合に多く一・三%を示せり」(乙176 277頁)、海部郡津島町大字津島初日町(「当部落は血族結婚其他の結果、県下に於ける不具者の割合最も多く」との記述がある(乙176 28

6頁)。調査結果に対する評価はさておき、解放同盟系の研究者により出版された書籍に出典が存在することは事実なのだから、頭ごなしに「差別」と決めることをせず、丁寧に説明すべきであろう。

「(被差別部落出身者は)こういう性格だ」に関係するものとして、部落解放同盟埼玉県連合会深谷市協支部に所属していた(乙177 20頁)植松安太郎が著書『人間解放をめざして』(乙177 160頁)で「被差別部落民」を次の3類型に分類している。

1. 惰民的土着体質(上昇志向を持たず、差別されることに諦めを持ち、部落で育ち部落で生涯を終える。長男に多い)
2. 奴隸的丑松体質(立身出世欲が強く、教師や警官などになって故郷を捨て、島崎藤村『破戒』の主人公の丑松のように部落民としての出自を隠して過ごす。次男以下に多い)
3. 反逆性造反有理体質(戦闘的な野心家で無法者。極右になったり極左になったりヤクザになったりする)

しかし、植松安太郎が差別者として糾弾されなかったのは、解放同盟は発言の内容ではなく人の出自で差別かどうかを判断し、植松安太郎が解放同盟員で、「被差別部落出身者」という安全地帯にいたからであろう。

「部落差別団体は反社会的圧力をかける団体」については、まさに地対協意見具申が示唆することであるし、既に述べたとおり北九州土地転がし事件、飛鳥会事件、ポルシェ中川事件等で解放同盟が体現したことである。

「暴力団員の6割が同和地区出身者」については、先述の植松安太郎の著書には「ご承知のとおり山口組のなかの70%は部落民だといわれているけれど、関東だって切った張ったのやくざの手下や用心棒のなかには部落民がいっぱいいるわけですよ」(乙177 と166頁)という記述がある。

関西においても、中原京三著『追跡・えせ同和行為』(乙178 137ないし128頁)には、部落解放同盟大阪府連合会では、西成支部長が元酒梅組準構成員、荒本支部副支部長が山口組系暴力団組員、飛鳥支部長が山口組系金田組幹部、寝屋川支部長が伊藤組組頭、執行委員が元土井組系津田組組員といった具合である。解放同盟傘下の土建会社の団体である同和建設協会(同建協)の加盟業者も暴力団と関係が深く、同建協初代専務理事(部落解放同盟羽曳野支部員)は小三組最高幹部、同建協会長(部落解放同盟浪速支部副支部長)は小三組組長の三男、大新土木建設社長は酒梅組組長、東大阪清水建設社長は山口組系川崎組幹部、南方建設社長は山口組系一(はじめ)会内都会会長代行、麻建設社長は砂子川系麻組組長であるという趣旨の記述がある。

この書籍は原告解放同盟と対立関係にある部落問題研究所によるものなので、その信憑性は検証されるべきところだが、本書が出版された18年後に、まさに本書で暴力団員と名指しされた飛鳥支部長の小西邦彦による飛鳥会事件があり、乙150にある通り小西邦彦が暴力団員であることが白日のもととなった。

このように、部落と暴力団の関係については原告解放同盟にその風評の出处がある。未だにそのような指摘を差別と片付け、検証も説明もしないのであれば、原告解放同盟は飛鳥会事件のようなえせ同和行為を全く反省していないということである。

(12)(2)キ「行政窓口に対する問い合わせについて」(20ないし22頁)について

原告らは、国民ないし住民に行政に係る情報提供を求める権利があることを認めるが、それは次の旧ソ連のアネクドート(政治を風刺した小咄)と同

じょうなものである。

ソビエト連邦書記長のブレジネフがアメリカ大統領のケネディに言った。  
「あなた方が何と言おうとソ連には確かに言論の自由は存在するのです」  
それに対して、ケネディはこう答えた。  
「なるほど、アメリカには言論の後の自由も存在するのですが」

すなわち、行政に情報提供を求める自由だけではなく、求めた後の自由も保障されていないならば「権利がある」とは言えないのである。

行政側が求められても提供できない情報があるにしても、それは行政内部での処理の問題であって、求めた側を差別と糾弾して責任を問うべき問題ではない。

原告らは人権団体ないしその一員を標榜しながら、国民の権利について理解していない。

(13)(2)ク「差別投書・落書き事件について」(21ないし22頁)について

原告らは「差別投書や落書き事件について、その一部が精神障害者によるものである点は不知」というが、嘘である。

原告解放同盟は、大会の方針や機関紙などで次のような記述をしたことがある(乙179)。

1. 「最近増えている精神疾患を患っている人が起こす差別事件については、精神障害者差別撤廃の視点を重要視しながら、医療関係者・関係団体との協力体制をとり、とりくみをすすめます」(2000年第57回全国大会～2004年第61回全国大会運動方針の「差別糾

弾闘争の具体的とりくみ」の項)。

2. 「来ひんあいさつで部落解放同盟関係者が、研究所に求めたい意見として①差別投書について、精神的な病をもった人がなぜ差別投書など部落差別を起こすのか、因果関係を探ってほしい」(2003年7月14日付解放新聞中央版での第58回部落解放・人権研究所総会にかかわる記事)。
3. 「Sさんは入園以前から「うつ病」の治療を受けていたということと、高齢と痴呆の傾向が見られ、会話に意味合いの不明な点が多かったため、家族から事情聴取をおこなった」(『全国のあいつぐ差別事件』2004年度版所収「和歌山県湯浅町内老人ホームにおける差別事件」の項／「解放新聞和歌山版」2004年1月1日付、県連調べ)。
4. 「精神的な障害を持っている男性市民とのことだったが、差別落書きが許されるものではない」(『全国のあいつぐ差別事件』2005年版所収「高知市内公衆トイレ差別落書き事件」の項／「解放新聞高知市協ニュース」2004年10月7日付)。

その結果、大阪精神障害者連絡会から抗議を受けて謝罪に追い込まれたのに(乙179)、未だに他人事のように言っるとぼけるのは、原告解放同盟の謝罪が形だけのもので真摯に反省していないからである。

そのような原告らが「社会蔓延する差別意識が投書・落書きの原因となる」云々と、精神障害者を糾弾することを正当化するために精神医学的な根拠もない独自の理屈を並べ立てたところで信じるに値しない。

(14)(3)について

原告らは、大阪府差別解消に関する有識者会議での差別事象の集積に

参考にならないものが多数含まれていることについて「プライバシー保護の観点から、事象については、具体的な時期や場所が特定される形では発表されていない」というが、被告らが指摘した通り、何十年も前の話や、大阪府以外の事案や、新聞報道や書籍の受け売りの内容が含まれていることへの反論になっていない。これでは、同じ事例が何重にも報告されていたり、話に尾ひれがついていたり、全くの捏造だったりしても分からない。

大阪府の調査からは、それぞれの事案が全国部落調査とどのような関係があるか分からないだけでなく、そもそも調査自体が信用できない。

### 3 3について

#### (1) (1)イ(23ないし24頁)について

被告らは原告解放同盟の過去の行為および、本件訴訟においての主張がご都合主義で場当たりのだということを述べているのに、原告らは法務省のことに話題をそらしている。

例えば、被告準備書面(3)6頁で述べた通り、原告解放同盟が「穢多村」表記のある古地図の展示について配慮を求める一方で、公的団体が広報誌から部落の地名を削除したことを差別だと抗議するなど、一貫性のない行動を取っていることについて何の説明もしていない。

被告らが提出した、部落の地名や区域が記述された過去の書籍についても、(原告準備書面1 9頁ないし16頁)五十歩百歩の違いを論って正当化している。

特に『大谷派地方関係寺院及檀徒に関する調査』(乙18)については、機関紙で「鳥取の部落地名総鑑となるのではないかと心配し、さらに資料の入手がどこで、どのようにされたのか気がかりとなった」(乙76)と述べて



おきながら、出典が解放同盟系の研究者によるものと分かった途端に本件訴訟では「被差別部落が特定されているものではない」(原告準備書面115頁)と言って正当化している。『大谷派地方関係寺院及檀徒に関する調査』が「鳥取の部落地名総鑑」にならないか心配しなければならないようなものなのであれば、秋定嘉和が「部落差別に利用される情報」を一般に公開していたことになる。

このような原告らの態度が場当たりのものである。

(2) (1)ウ(24頁)について

被告らは、原告らの前述のような態度を取る限り、原告から抗議を受けないためには部落差別に係る議論をするにあたっては原告解放同盟に一方的に従わざるを得なくなってしまうという趣旨で述べたのである。

(3) (1)エ(24頁)について

被告らは、戸籍謄本の現物を提出してどのように被差別部落出身かどうか判別できるのか釈明を求めたのに、原告らは答えられずに逃げたので、全国部落調査が「被差別部落の出自かどうか判明する資料」であることを主張できていない。

全国部落調査のうち、具体的にどの記述が、原告らのうち誰の出自とどのように関係するのかも原告らは未だに答えていない。

(4) (1)オ(24ないし25頁)について

原告らは「被差別部落出身者」を自称し、そのことを前提に本件訴訟における請求を行っているので、「都合のいい例外」は請求内容と関係ない

どころか、核心に関わる問題である。

原告らによれば「部落差別を受けた当事者が自ら出自を明らかにする」ことが正当化されるのであれば「当事者」が単に全国部落調査に記載された土地に住んだ経歴がある人を指すのであれば、被告宮部はまさにそれに該当するし、「出自」が全国の部落に及ぶのであれば、被告宮部が全国部落調査を公表することは原告らの考え方からしても正当なことのはずである。

原告らはそのことについて説明できないので、「戸籍謄本には自分の妻や子を含む家族の個人情報が見記されていることについて、被告らにおいて恥じるところはないのであろうか」と話題をそらして誤魔化している。

恥ずかしいのは、裁判の場で「被差別部落出身者」を自称し、戸籍について無知・無教養を晒して、説明できないまま引っ込みがつかなくなっている原告らのことである。そのような原告らにとっては、誤った風評で妻子が部落民と思われるようなことも恥ずかしいのだろう。

(5) (1)カ(25ないし26頁)について

プロバイダ責任制限法と同和地区の地名の関係について、原告らが理解できていないようなので、この点について説明を補足する。

プロバイダ責任制限法は、平たく言えば例えばインターネット上の掲示板の管理者が、掲示板に掲載された情報によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき、事実上削除の義務を負うというものである。

もし、同和地区の地名が他人の権利を不当に侵害する情報に該当するのであれば、インターネット上の掲示板の管理者は部落の地名が掲載され

たら削除しなければならない。

しかし、総務省は同和地区の地名の掲載について削除義務はないと判断しているので、すなわち同和地区の地名は他人の権利を不当に侵害する情報に該当しないというのが総務省の判断ということである。

長らく同和行政を所管していた自治省の流れをくむ総務省がそのように判断しているということは、重要なことである。

総務省の解釈に従うのであれば、本件訴訟における原告らの、同和地区の地名情報の発信を止めよという趣旨の請求は成り立たないということなのである。

(6) (1)キ(26頁)について

原告らは、被告らこそが「部落差別につながる情報のバラマキを行っている張本人」というが、「部落差別につながる情報」というのが全国部落調査のことを指すのであれば、そうではない。全国部落調査は部落差別につながる情報ではなく、日本人のルーツの一角に迫る、貴重な歴史資料である。だからこそ、志ある研究者がその価値に注目し(乙180)、ダウンロードして活用し(乙181)、未だにインターネットで流通し研究され続けているのである。被告らはきっかけの一部を作ったに過ぎない。

そもそも、全国部落調査を最初に公開し、情報拡散の発端となったのは日本社会事業大学の附属図書館である。全国部落調査が拡散し続けていることを問題にするのであれば、一番の責任は日本社会事業大学にあるのに、なぜか原告らはその点には触れたがろうとしない。

想像するに、全国同和地区のランドマークたる隣保館への資金供給源となっている厚生労働省の天下り大学である日本社会事業大学の責任を

問うことは、原告らにとっていろいろと不都合なので、何とか責任を被告らに振り向きたい。そんなところであろう。

(7) (1)ク(26ないし28頁)について

純粹に採算面で検討すると、全國部落調査の復刻版を1000円で販売してもあまり儲からない。全國部落調査は学術資料としての価値が高いが、大衆向けではなく学術資料の類いなので、売上は多くても千部単位しか期待できない。しかも示現舎は出版取次と契約していないので、多くの出版社よりも不利な立場にある。

例えば1000部印刷した場合の費用は、一番安い印刷業者を利用しても1部あたり300円程度かかる(乙182)。これをアマゾンで売った場合、アマゾンの掛け率は6割(乙183)なので1冊あたり600円で売れ、300円が示現舎の利益となる。

1000部売り切っても示現舎の利益は30万円で、この他にアマゾンに発送するための運賃も示現舎が負担しなければならない。これではとても大儲けとは言えないことは明らかであろう。

(8) (1)ケ(28ないし29頁)について

被告らが戸籍謄本の現物を示して説明した通り、戸籍に「出身地」の記載がないことは明らかなのにも関わらず、原告らは「戸籍と照合すればその者や家族の出身地が判明することは公知の事実(少なくとも裁判所に顕著な事実)である」と述べ、ここでも無知・無教養を晒している。

原告らは、証拠として提出された被告宮部の戸籍謄本と全國部落調査から被告宮部が被差別部落出身者かどうか判別できないので、話題をそらし

て遁走したにも関わらず、「(被告らは)戸籍と全国部落調査のデータなどと照合しても被差別部落出身者かどうか分からないなどと、明確に虚偽の主張を行っている」と性懲りもなく虚言を述べている。

被告らはいわゆる「部落地名総鑑事件」について熟知とまではいかなくとも、相当な研究を行ったことは確かなことである。そして、まさに「事件」の核心とも言える部落地名総鑑の原典たる全国部落調査を再発見した上で、「部落地名総鑑なるもので騒ぐのがいかに程度の低いことか」という結論に至ったのである。

当時の関係当局は(少なくとも公式には)部落地名総鑑の原典まではたどり着けなかったことになっているので、被告らは関係当局を超えるところまで「事件」の核心に迫ったと自負している。そこまで到達した原告らが関係行政当局の対応を、結果的に程度が低いものだったと結論付けることには、なんら常軌を逸するところはない。ちなみに、原告解放同盟の対応は関係行政当局にも増して程度が低いものである。

原告らの一部が出演するビデオについてであるが、このビデオを販売している「フルーク映像株式会社」の代表取締役の酒井邦一(乙184)は部落解放同盟大阪府連合会の一員である(乙185 245頁)。また、取引先に株式会社解放出版社の名前がある(乙184)。そのような意味で、原告解放同盟はこれらのビデオの販売について、利害関係者と言える。

DVDの販売本数が少数であるにしても、昨今はDVDのプレス費用は100枚だけの小ロットでもパッケージ込みで1枚あたり500～600円に過ぎない(乙186)。しかも、講演ビデオのようなものは、映像の制作費自体も微々たるものである。原告解放同盟が部落地名総鑑事件で糾弾した企業を相手に、さらに部落差別解消推進法をバックに地方公共団体等に対して(乙

187)、5万円で100本売れば確実に400万円程度の利益を得られるわけで、全国部落調査の復刻版を売るよりは、はるかに割のよいビジネスである。

- (9) (2)「部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則」がインターネットの世界でも本件発生以前から具体化されていること(30ないし31頁)について

原告らが述べていることは、民間企業による任意の契約のことであって、法律上の判断とは関係のないことである。また、被告らが、原告らが掲げる「モデル条項」のような契約を誰かに行ったことはない。

さらに、原告らが掲げる「モデル条項」は「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為」を禁ずるものであって、インターネット上に同和地区の情報を流通させること自体を禁止するものではない。

#### 4 4について

- (1) (1)ア「不正確な被告らによる引用」(31ないし32頁)について

被告らこそが不正確な引用を行っている。「さがみはら人権施策推進協議会」の議事録(乙141、142)には、「えせ同和行為などという「深刻な人権問題」とはまったく無関係な問題が「人権施策」に入っている現状」などという趣旨の記述はない。議事録には「職員及び市民の同和問題に対する認識が十分でないから、えせ同和行為が行われることになる」と書かれているのであって、相模原市でえせ同和行為が行われることを問題としており、その原因は「職員及び市民の同和問題に対する認識が十分でないから」と述べているのである。

通常人の感覚なら、えせ同和行為が行われ、それに引っかかる市の職員や市民がいることを恥ずかしいと思うのであって、それを無くすために施策を行うのである。「えせ同和行為などという「深刻な人権問題」とはまったく無関係な問題が「人権施策」に入っている現状」というのは何の事はない、原告らの考えであり、原告解放同盟にえせ同和行為を行ってきた過去があるから、えせ同和が市の施策に明示されることが恥ずかしいというのが、原告らの本音であろう。

(2) (1)イ「被差別部落所在地情報の公開」(32ないし33頁)について

原告らは相模原市が「被差別部落所在地情報をむやみに公開しないように配慮した回答をし」たとするが、乙142 8頁にある通り、調査の結果「現在は都市化が進み、場所の特定ができない状況」なのだから、特定できなかったものについて公開も何もないはずである。

全国部落調査によれば、現在の相模原市内の部落は田名と橋本であるが、いずれも1934年当時でわずか5軒であって、都市化しているので過去の部落の場所を特定するのは極めて困難な上、「部落民」を識別することはほぼ不可能である。全国部落調査により被差別部落出身者が分かるなどと言っている原告らよりも、相模原市の方がよほど正しい認識を持っている。

いずれにしても、相模原市当局が、歴史的資料から相模原市内の部落の場所を調査したことは事実であり、過去の部落の状況は全国部落調査の記述とよく一致している。

そして、調査の結果相模原市内の部落は既に解放されているという興味深い事実が明らかになったのである。これは、「相模原でも同和事業を行

え」と役所に不当要求をしてくるような、えせ同和を撲滅するために非常に重要な知識であろう。これもまた、「部落問題への理解」の仕方の1つである。原告解放同盟がやってきたように、差別が差別だと主張して、事業を求めることだけが「部落問題への理解」ではないのである。

しかし、調査の結果同和事業が不要となれば、少なくともその地域での原告解放同盟の存在意義を揺るがすことになる。そのため、原告らは「部落問題への理解が重要」と言いながら、原告解放同盟の存在意義を揺るがしかねない研究については部落差別の助長であると言いがかりをつけて妨害するのである。

(3) (2)ア「外見で分かるとの主張について」(33ないし34頁)について

被告らの全国部落調査がなくても問題のある部落は分かるとの主張について、原告らは様々な反論をしてはいるが、結局のところ外見や隣保館の所在地情報等から部落を特定できることは否定していない。事実、主だった部落については図書館で地名と共に「部落」「解放」「同和」「融和」「改善」といったキーワードで検索すれば、全国部落調査よりもさらに詳細な記述がある資料が見つかることが多い。さらに現地に行けばそうだと分かる施設がある。

逆に、全国部落調査がなければ分からないような部落というのは、多くの場合は融和ないしは解放された部落である。

原告らは「(問題のある部落は外見で分かるのだから)「全国部落調査」の出版行為、ウェブ上での公開行為は不必要な行為ということになる」という。確かに融和・解放された部落では原告解放同盟の活動は不要で、同和事業も不要なのだから、金にならないので原告らにはどうでもよい事な



のだろうが、研究者にとっては重要な意味がある。

問題がなくなった部落からは、部落はどのように融和・解放されるのかという事例を見ることが出来る。例えば先述の相模原市のように、都市化のために分からなくなった事例はその1つであろう。

(4) (2)イ「一部の部落で目に見える問題」について(34頁)について

原告らは、被告らが掲げた具体的な部落の問題を「偏見」というが、あたかも全ての部落の共通の問題のように言うならともかく、実際に被告らが現地で確認し、周辺地域と見比べ、具体的な地域名も挙げているものを「偏見」とは言わない。

特に奈良県や京都府の部落で被告らが目にした自動車の不法投棄は目に余るものがあり(乙162, 乙163, 乙166)、なぜ道路管理者が対処しないのか、同和地区に限って多いのか、理解しがたい。部落だろうがなかろうが、公営住宅の前の道路に平然と車高短の自動車が不法投棄されていけば、通常人の感覚なら「ガラが悪い」と言いたくなるはずで、それを「差別感情」と思うのであれば、原告らの感覚のほうが異常である。

原告らの主張からは、そのような実態を解消しようという態度は見えず、ただ全国部落調査に責任を転嫁している。問題のある実態があるなら、悪評が広まる一義的な原因は悪評を広める側にあるのではなく、実態そのものにあるのである。そのことに無感覚でいられるなら、原告らの解放運動なるものは、根本的に間違っているとわざるをえない。

不法投棄された自動車がいわゆる「差別の実態」なるものであろうと、よそから持ち込まれたものであろうと、それを指摘した者に対して「差別だ差別だ」と言う前に、道路管理者に連絡して撤去させるべきであろう。

## 5 5について

### (1) (1)「乙143の証明力について」(34頁)について

乙143は直接的には被告らの作成のものだが、もととなったデータは法務省によるものである。そこで、法務省のデータを証拠として提出する(乙188ないし乙198)。

「このペースでいけば過去最少になる見込みである」という被告らの主張を「単なる憶測に過ぎない」と原告らは言うが、最近になって法務省により平成28年のデータ(乙198)が公表され、原告らの予測が正しいことが証明された。

### (2) (2)「人権相談件数について」(34ないし35頁)について

原告らは「人権侵犯が減少しているといっても、大きな減少ではない」というが、少なくとも増えてはいないということが重要なのである。原告らは全国部落調査公開が深刻な差別をもたらす結果、人権侵犯が2倍にも3倍にも増えると思ったのだろうが、それは完全に間違いだったわけである。

原告らが資料を証拠(甲46の1ないし46の5)として提出した人権相談は人権侵犯を減らすための施策であり、施策をどれだけ行うかは政策次第であって、少なければ好ましくて多いのは好ましくないといった性質のものではない。原告らが人権相談の件数について論じることには何の意味もなく、全国部落調査公開の結果、人権侵犯が増えていないという事実から目を背けるための、話題そらしに過ぎない。

しかも、「相談件数に変化がない」のであれば、全国部落調査公開が法務省の人権擁護活動を妨げていないことの証明であり、原告らは全国部

落調査公開が部落差別解消のための行政機関や民間団体の「業務」を妨害するものではないことを自ら証明したのである。

(3) (3)「部落差別調査等規制等条例について」(35ないし36頁)について

原告らが言う、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の改正は、全く無意味である。条例の改正は、リサーチ会社などが、どこが同和地区か顧客に提示することなどを禁止するものであるが、大阪府の同和地区の地名は原告解放同盟による書籍『大阪の同和事業と解放運動』(乙17)により全てが明らかになっている。原告解放同盟の関係団体である大阪市人権協会の『50年のあゆみ』(乙20)に至っては、大阪市内の同和地区の区域を示している。

大阪府内の同和地区の場所を知りたければ、図書館や古書店で入手できるこれらの書籍を用いればよいのであって、リサーチ会社等に依頼する必要はない。

むしろ、同時期に顕著なのは大阪市を中心に隣保館等の同和地区施設が次々と廃止され(乙199)、同和事業のために地方公共団体が取得していた土地が、民間に払い下げられたためである。父親が同和地区出身と週刊誌等で報道された橋下徹氏が大阪府知事、大阪市長を務めたことも、大きな影響があっただろう。

それでもなお、人権侵犯事件があるのは、大阪市以外の地方公共団体(堺市や東大阪市)等で、同和事業の遺物の処理が進んでいないためである。大阪府下の、大阪市以外の地方公共団体には、原告解放同盟ら守旧派による抵抗に屈することなく、不必要な同和地区施設を廃止し、同和事業用地を民間に売却し、部落の正常化を推進することが求められている。

(4) (4)「仮処分及び部落差別解消推進法について」(36ないし37頁)について

原告らの、本件訴訟にかかる仮処分や部落差別解消推進法が、人権侵犯事件が減少している要因であるという趣旨の主張こそ、まさに単なる憶測である。現実には「同和地区.com」が開設され、仮処分や法律の制定とは無関係に、全国部落調査の内容の拡散は続いている。現在でも、スマートフォン等で「部落」+都府県名で検索すれば、その都府県の全国部落調査の内容を容易に見ることが出来る状態である。

むしろ、部落差別解消推進法制定により、胡散臭い同和団体が法律を利用して暗躍し始めており(乙200, 乙201)、今後はえせ同和行為の影響による人権侵犯事件の増加を危惧するべきであろう。

6 6(37ないし39頁)について

原告らによれば、灘本昌久京都産業大学教授が述べた「私が部落解放運動に参加した一九七〇年代でも、部落民意識というのは、非常に濃厚なものがあつた。私などは、祖父母の代まで部落に生まれ育つたというだけで、私自身が部落の中に育つたわけではないのだが、部落解放運動の中では、正真正銘の「部落民」として扱われ、同じように部落解放運動に参加・協力している部落外の学生とは、扱いに天と地ほどの差があつた。私が今まで部落解放運動の中で自由に発言し、部落解放同盟に対してははっきり批判的なことを言つても、それほど重大事には至らなかつたが、それは「部落民」の看板があつたことにもおおいに助けられていたと思う。これが、一般の人で同じような発言をしていたら、たちどころに「差別発言」として、問題視され、糾弾されていたに違いない。部落

外からのまっとうな批判に対して、部落解放運動が「差別者」のレッテルを貼って、口を封じ、職を奪ったり社会的に抹殺した例は枚挙にいとまがないほどである。」について、「出典も示されていない」ということなので、出典を示す。乙144 10頁である。

この文章を引用した趣旨は、原告らのように部落解放運動に関わる人々は、誰かの発言について、その内容ではなくその人の出自によって判断する実態があるとういうことである。無論、それ自体が出自による差別にほかならないので、裁判官におかれてはこのような悪例を真似ることをせず、本件訴訟においては当事者が「被差別部落出身者」かどうかという色眼鏡で見ることをせず、純粹に内容を評価して頂きたい、という趣旨である。

原告らは被告らの主張を「「同和地区」であるか否かの線引きに躍起になり、「同和地区」でなければ問題がない、部落差別はないという前提に立っている」(37頁下から2行目)というが、被告らはそのような主張はしていない。

むしろ、自らが「被差別部落出身者」と自称し、全国部落調査によって「被差別部落出身者」が判明するという趣旨の主張をし、どこが部落で誰が「被差別部落出身者」ということに固執しているのは原告らである。

原告らがいうように「被差別出身者ではないが、被差別部落出身者だと扱われ、そのことを理由として不利益な取り扱い等を受ければ、それは部落差別と言う他ない」(38頁5行目)というのであれば、原告らが本件訴訟で自らが「被差別部落出身者」と自称し、それを前提に主張する必要性はないはずである。

原告らは「「全国部落調査」と出身住所を照合することで、被差別部落出身者として結婚差別や就職差別等の部落差別を受けることは十分あり得る」(38頁15行目、27行目)というが、本件の提訴から1年以上経過しているのであるから、

憶測ではなく実例の1つでも出せばよいのである。実例がないのであれば、被告宮部が戸籍謄本等の資料を提供しているし、身元調査することを許可しているのだから、被告宮部に対して「全国部落調査」と出身住所を照合する行為だけでも、やって見せればよいのである。

原告らがあれこれ言い訳して逃げているのは、実際にやると、全国部落調査よりも鳥取市の行政資料や原告解放同盟の関係団体の出版物の方がよほど「誰が部落民か」ということを詳細に述べていることが明らかになってしまうからであろう。

## 7 7(39頁)について

原告らが乙145を配布したことについて「差別を煽ることで金儲けする者販売する書籍だと批判する」と述べているのは、まさに原告らが出版物についてその内容ではなくて、誰が出版したかということで判断することがあるということを証明するものである。

なお、原告南健司が所属している部落解放同盟池田支部のブログには、被告宮部の顔写真にうんこを乗せた画像が掲載されている(乙202)。法廷外での言動をあげつらうのであれば、一部の原告らの行為の方が遥かに品性下劣であり、ツイッターのようなネット上のやりとりを「法廷の場に持ち出すのは、程度が低い」という被告らの指摘はよく当たっている。

## 第2 第2について

### 1 1「被告らによる弁解」(40頁)について

原告らは「被告らが復刻版「全国部落調査」を出版し、データをばらまいた当時において、当該行為が深刻な部落差別を惹き起こすことを自覚していたこと

は明らかである」というが、そのような証拠はどこにもない。

むしろ、被告らは過去の同和地区の地名に係る行政訴訟の経験や、様々な研究の結果、部落の地名を隠すためにはその理由として差別的な説明をしなければならず、部落の地名を隠す行為こそ部落差別の原因であるという結論に至っていたのである。この理論からすると、全国部落調査の公開が深刻な部落差別を惹き起こすということとはあり得ない。

そして、先述の法務省のデータが、被告らの理論の正しさを証明しているのである。原告らは、被告らの部落解放理論が原告解放同盟の理論を既に超越していることを認めなければならない。

## 2 2「被告らが自らの行為が持つ意味を十分自覚していたこと」(40ないし44頁)について

原告らが40頁から44頁で述べていることは、原告らが「被告らが復刻版「全国部落調査」を出版し、データをばらまいた当時において、当該行為が深刻な部落差別を惹き起こすことを自覚していたことは明らかである」という理由にはなり得ない。被告らは、原告解放同盟は無論のこと、政府機関たる法務省をも凌駕する部落解放理論を完成させていたのであるから、原告解放同盟や法務省の言うことに耳を貸さないのは当然のことである。例えば、数学者が新たな定理とその証明を発見した場合、それが確かなものであれば、そこに多数決の論理や国家の権威が介在できる余地はない。社会科学も例外ではなく、例えば天皇機関説は昭和初期には政府機関によって弾圧されたが、戦後の憲法草案は天皇機関説によって構成され、現行憲法も第7条に天皇は「国民のために」国事行為を行うとされるように天皇機関説の影響が見られる。このように、学問として正しいものは、何人が否定しようとも正しいのである。それを貫くことが、学

問の自由という権利を与えられた国民の務めなのである。

ここでも原告らは、被告宮部の「旅のお供に」「バンバン売って金儲け」という発言に固執している。

しかし、全ての国民には憲法22条の各項により自由に旅をする権利があり、全国の部落を探訪する自由は、まさに国民の基本的人権である。

金儲けについては、実際は大して儲からないことは前述の通りであるが、仮に儲かったとしても、それで学問の自由が否定されるわけではない。例えば、村上春樹が自身の小説を売って印税でバンバン儲けたから、村上春樹の作品は文学ではないと言う人はいないであろう。原告らの考えこそ、商行為を蔑視する「土農工商」の発想であり、原告らの言い回しを借りれば、まさに差別意識を吐露したものであろう。

### 第3 第3(45ないし48頁)について

原告らと「部落解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3)との対比について、次の点については原告らの説明は誤っている。

次の原告は別紙目録3に掲載されていない:

小林通弘、辰巳真司、富田一幸、森康雄、池田千津美、杉本絹子、山口美佐恵、谷口武光、嶋田千津子、三澤雅俊、鈴木与四一、川口泰司

次の原告は別紙目録3に掲載されている:

細田勉、長谷川恵子



また、原告らの氏名をインターネットのサーチエンジンで検索したところ、以前からインターネット上に掲載されていたと考えられる者が多い。また、地方議員等の公人が多く含まれているので、現在被告らで調査中であるが、訴訟を効率よく進めるのであれば原告らが説明するのがよいと思料する。

なお、次の原告は平成29年4月4日に死去している。

岡田健悟

現状をまとめたものを乙203として提出する。

なお、「親族の個人情報の記載がある」(46頁7行目)とのことだが、この点については不知であるし、そもそも人格権が親族に及ぶという考え方が封建的なものである。

以上